

役員等報酬規程

(社会福祉法人大樹会)

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人大樹会（以下法人という。）の役員等報酬に関する事項を定める。

第2条 (役員の種類)

役員とは、法人の定款に登録されている理事、監事をいう。

第3条 (報酬の決定)

- 1 役員の種類については、定款第二三条により、別表1のとおり支給する。
- 2 評議員の報酬については、定款第九条により、別表1のとおり支給する。
- 3 第三者委員の報酬については、別表1のとおり支給する。
- 4 評議員選任・解任委員の報酬については、別表1のとおり支給する。

第4条 (支給)

- 1 理事長の報酬は、業務執行を実施する日額で支給する。
- 2 監事の報酬は、監査業務等を実施する日額で支給する。
- 3 役員及び評議員の報酬は、役員会及び評議員会への出席1回につき支給する。
- 4 第三者委員の報酬は、業務執行を実施する日額で支給する。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会への出席1回につき支給する。

第5条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議によらなければならない。

第6条 (その他)

その他特に定めなき事項は、評議員会において協議決定する。

付則

平成15年1月26日から施行する。

平成16年3月28日一部改正。

平成17年8月14日改正。

平成29年3月12日改正。

別表 1

1	理事長に対する報酬の額			
	業務執行に係る報酬	日額	3万円	
2	その他の理事に対する報酬の額			
	業務執行に係る報酬	日額	2万円	
3	監事に対する報酬の額			
	業務執行に係る報酬	日額	2万円	
4	第三者委員に対する報酬額			
	業務執行に係る報酬	日額	2万円	
5	役員及び評議員に対する報酬の額			
	役員会及び評議員会への出席に係る報酬	1回	1万5千円	
6	評議員選任・解任委員に対する報酬額			
	評議員選任・解任委員会への出席に係る報酬	1回	1万5千円	